第１部　総　論

第１章　清瀬市後期基本計画の前提

第２章　今後のまちづくりの方向

第１章　清瀬市後期基本計画の前提

１　清瀬市基本計画の位置付け

基本計画は、基本構想に定められた将来像とそれを達成するためのまちづくりの理念及び基本目標に基づき施策の方向を示すものであり、計画的で効率的な行財政運営を図り、市民・企業の活動を促進する指針として、また東京都や国に対して清瀬市の方向を示す役割をもっています。

清瀬市長期総合計画は「将来像と基本理念」「目指すべきまちの構造」「まちづくりの基本目標」などからなる基本構想を定め、これを実現するための基本計画と基本計画に掲げた施策を具現化する主要事業の詳細を示した実施計画で構成されています。後期基本計画は、前期基本計画の成果と課題を踏まえさらなる構想の実現に向けて計画したものです。

２　計画の期間

第３次清瀬市長期総合計画は、平成13（2001）年度から平成27（2015）年度までの15年間を計画期間としています。

このうち、前期基本計画の計画期間が平成20年度をもって満了することから、新たに後期基本計画を、平成21年（2009年）度を初年度とし、平成27年（2015年）度までの7年間を計画期間とします。

３　計画の条件　－人口－

（１）総人口

清瀬市の人口は、将来推計によると平成27（2015）年まで緩やかに増加し、以後、減少に向かうことが見込まれています。後期基本計画の目標年次である平成27年度の目標人口は、75,000人と想定します。

これからの人口減少社会にあって、市民生活のすべてに「清瀬らしさ」が感じられ、いつの時代も「清瀬」に誇りを持ち続け、清瀬市に住み続けたいと思われるまちづくりを目指します。

（２）年齢別人口

後期基本計画の目標年次である平成 27 年度の人口の年齢構成は下表のとおりであり、高齢化率（老齢人口比率）は 29.4%となることが見込まれます。

明るい長寿社会の創造に向けて、ゆとり・豊かさ・生きがいを実感できるまちづくりを進めます。

第２章　今後のまちづくりの方向

１　魅力的なまちづくり

長期にわたる景気の低迷、少子高齢化による人口減少や高度情報化の進展など、社会は大きく変化しています。一方、地方分権の枠組みも、いわゆる三位一体の改革が進められるなど変革期に突入し、地方自治体がそれぞれの判断と責任において行政運営を行う時代を迎えています。このような大きく変動する時代の潮流の中を生き抜くため、地方自治体は、個性を活かした魅力あるまちづくりを推進し、地域の主体性や独自性を高めることが望まれています。

清瀬市は、都心から25ｋｍ圏内に位置しながら、雑木林、農地、屋敷林等が一体となった武蔵野の原風景を色濃く残しています。武蔵野の原風景ともいえる里山の雑木林は、私たちの先人が、生活の糧として長い間守り育ててきたものであり、そこでは今なお可憐な野草が花を咲かせ、野鳥が営巣・飛来するなど、四季折々の野草や木々の移り変わりを楽しむことができます。

私たちの住むまちはこのような豊かな自然と、けやき通りや志木街道の街路樹、市内を流れる柳瀬川や空堀川の流域など、多様な緑や水のある空間に彩られています。

清瀬の自然である緑と水辺は、雑木林や屋敷林とともに、農地と農の営みによって支えられているといっても過言ではありません。戦後の高度経済成長期以降、都市近郊部へ急速に宅地化の波が押し寄せました。鉄道沿線周辺を中心に市街化が進む中、清瀬では現在もなお広大な農地が残されおり、美しい四季のうつろいを感じられる農ある風景を維持しています。都市の中に存在する清瀬の農地は安全安心な食糧の供給をするにとどまらず、その生産活動を通じた自然環境の保全や良好な景観の形成など自然とふれあう場を提供し、人々にやすらぎや潤いを与えています。

また、都心からの便の良さと清らかな自然環境が残ることから、昭和初期に東京府立清瀬病院結核療養所が設立されたのをはじめとして、結核療養所、医療施設や研究機関などが次々に開設されました。現在でも、世界で最高水準の結核病学の研究が進められているとともに、それらの病院は、診療科目を増やし、特別養護老人ホームなどの福祉施設を併設していることから、人口当たりのベッド数は全国でも有数であり、地域医療に大いに貢献しています。

こうした医療施設の集積に、福祉・薬学・看護にかかわる３つの高等教育機関が加わり、医療・福祉の街としてその存在感を高めています。

都市の中の豊かな自然と農ある風景、そして医療・福祉施設及び関係大学の集積は、清瀬市民が歴史的に受け継ぎ、育んできた貴重な財産であり、清瀬市

の個性として息づいています。そして、私たちは、個性を生かした魅力あるまちづくりを進め、かけがえのない市民の財産を後世に引き継いでいく義務があります。

引き継いできた過去の遺産を守り育てるとともに未来へ積み上げる財産・活力として、子育て環境の充実と子どもたちへの教育に焦点を当て、これからのまちづくりを考えます。

子育てへの支援は、行政だけでなく、地域・市民との協力なくしてはできません。清瀬市においても、子育てをしているすべての家庭と子どもたちを支えたいという市民の熱意によって、さまざまな子育て支援に対する取り組みがなされ、全国に先駆けて実現したものがあります。積み重ねられた市民の活動は市民の誇りとなって、さらなる発展を見せています。こうした市民の活動と市が協働して子育てを支え、清瀬市の次代を担う子どもたちを安心して生み育てられる環境を充実させるとともに、自らが地域の一員として行動する人づくりを目指し、これからの魅力あふれる質の高いまちを構築し・維持することが欠かせません。

また、忘れてはならないのは子どもたち自らの「生きる力」の育成です。

今日､子どもたちを取り巻く環境は､憂慮すべき状況あります。これまでも、子どもたちは特色ある学校づくり、登下校の安全安心見守り隊、サタデースクールなどといった取り組みにより地域との交流を深めてきました。こうした取り組みとともに、これからの社会を生きる子どもたちに、豊かな人間性と確かな学力を涵養し、子どもたちが自分らしく学び、育ち、自立して成長していくことができる環境づくりに取り組んでいきます。

そして、誰もが地域や社会の中で学びながら、これまで培ってきた知識や経験、創造性を遺憾なく発揮できる環境づくりをすすめることが、子どもたちがいきいきと活動できる社会、輝く市民一人ひとりの個性が積み重なりまちの主役である市民の生活が豊かで実りあるものとして輝きつづけられる社会の構築に通じています。

一方、これまで行政・個人・コミュニティ等で行なっていた様々な活動に対して「つなぐ」ことを基軸として、それぞれを育ててゆくこともまちづくりへのおおきな原動力となります。人と人をつなぎ、市民と行政をつなぎ、人と環境をつなぐことによって多種多様なネットワークを構築し、交流を広げ、共に協力することで、個々の持つ力が大きな力となって、相互の機能を補完しあうとともに、多彩な魅力を引き出し、個性豊かな地域を形成します。

「天の時は地の利に如かず、地の利は人の和に如かず」とは性善説を唱えた古代中国の儒学者である孟子の言葉です。これは事をなすに当たっては、天の時を得ることよりも、地の利を得ることよりも、人の和を得ることが最も大切

だと説いています。

これからのまちづくりを「天の時」、清瀬で培われる財産を「地の利」とすると、市民の思いや力が集結した「人の和」は最も大切であり、人の和は地域の輪になりやがて清瀬の環となって、市民の、市民による、市民のためのまちづくりとして大きく成長してゆくことでしょう。

これからも程よい利便性と程よい快適性を併せ持ち、人と地域の魅力を発揮し、地域の特性を最大限に活かした個性的で上質なまちを創造し、将来にわたって住みよいまちであり続けるために、市民一人ひとりが生活の中で豊かさを実感し、市民が安心して暮らせるまちづくり、清瀬市を身近に感じられるようなまちづくりを目指し、市民の皆さんとともに歩んでいきます。

２　重点的な取り組み

清瀬市では、まちの将来像「羽ばたけ未来へ　みどり豊かな文化都市」創造のため、「共感」・「共生」・「信頼」の基本理念のもとまちづくりを進めています。

今後のまちづくりの方向や前期基本計画の取り組み結果、社会環境や社会情勢などを踏まえ、後期基本計画の計画期間において、特に重点的に取り組むべき課題を整理し、まちづくりを進める上で重要な４つの重点的な取り組みに焦点をあて、計画を推進していきます。

４つの重点的な取り組み

1　個性を活かしたまちづくり
2　明日の清瀬を担う人づくり
3　生きがいのあるまちづくり
4　新たなグランドデザインの創造

重点的な取り組み１

個性を活かしたまちづくり

清瀬市の豊かな自然環境を次代に引き継ぐため、ケヤキ並木の景観、雑木林等の積極的な保全や水辺環境の整備に努めます。そのため、当面の課題である移転後の都立清瀬小児病院跡地の一部緑地の保全に向けた取り組みを進めるとともに、市民から寄贈された中里６丁目の崖線緑地を「台田の杜」として、また、清瀬橋附近には親水公園を、それぞれ整備し、雑木林の薫りや川のせせらぎを肌で感じられるような空間を柳瀬川回廊として一層の整備を行ないます。

また、清瀬市の主要産業である農業においては、現在、安全な野菜の生産、地産地消を拡大するための共同直売所の開設、地元農産物のブランド化、にんじんジャムやにんじん焼酎など特産品の商品化、葉付サラダ大根等新たな特産農産物づくりへの挑戦など、農業の活性化に向けた様々な取り組みが行われています。清瀬市ではこのように農業が活性化することで、まち全体が元気になることから、「農のある風景」は大切に守り育てていかなければなりません。

【関連施策】

施策 22　快適で安全な道路環境の整備と促進
施策 26　農あるまちづくり
施策 27　商工業の振興
施策 30　自然環境の保全
施策 31　未来へのみどりのまちづくり
施策 32　自然と調和した住環境の整備
施策 33　公園の整備

重点的な取り組み２

明日の清瀬を担う人づくり

豊かな地域社会を築くには、子どもを育む環境を充実させることが重要な課題の一つです。核家族化の進展などにより、子育て世帯の孤立等の問題が深刻化してきています。このことから、子ども家庭支援センターの機能充実を図り、相談体制等を充実させるとともに、子ども発達支援療育体制の整備を図り、発達障害の子どもたちへの対応も充実させます。

また近年、子どもの学力低下等の問題が懸念されていますが、学力調査などにより個々の課題を把握することにより一人ひとりに適した指導を行うことで基礎学力の向上を図り、子どもたちの将来の礎を築きます。

さらに、子育てと就労の両立、児童の健全育成を図る観点から、放課後子ども教室事業等の推進を図り、放課後の子どもの居場所の拡大に努めます。

【関連施策】

施策 01　子育て環境の充実
施策 02　学校教育の充実
施策 03　青少年の健全育成
施策 08　スポーツ・レクリエーション活動の促進
施策 15　安心できる保健・医療体制の整備
施策 16　地域福祉の充実
施策 17　障害者の自立生活支援

重点的な取り組み３

生きがいのあるまちづくり

生涯学習・スポーツ活動を推進し、ゆとり・豊かさ・生きがい等が実感できるようなまちづくりを進めます。そのため、都立清瀬東高校の跡地を市民の生涯学習・スポーツ・市民活動等の拠点として有効的な活用を図ります。

また、市民の文化芸術の振興を図るため、清瀬市民センターの再整備を行い、ホール機能の充実を図ります。

市民のさまざまな自主的な活動を促進することにより、まちづくりに参画する市民意識が高まり、ＮＰＯやボランティアの活動が活発化しています。

これらの活動への参加を通じて、誰もがまちづくりへ貢献し、市民と行政が対等なパートナーとして、互いに役割を担い、連携・協力し、多様な交流のある魅力的なまちづくりを推進できるよう市民活動センターを中心に活動の啓発・支援を行っていきます。

【関連する施策】

施策 06　ボランティア・ＮＰＯ活動の支援
施策 07　生涯学習の推進
施策 08　スポーツ・レクリエーション活動の促進
施策 24　公共施設の再整備
第 3 部　市民と行政の協働による地域づくり

重点的な取り組み４

新たなグランドデザインの創造

障害者福祉センター、子ども家庭支援センター、児童センターの整備、都立清瀬東高校の跡地の取得などと、ひまわり通りを基軸としたまちづくりが進んでいますが、その延長線上に、これまで懸案であった大和田公園の整備を進めていきます。

また、都市基盤の整備では、小金井街道の渋滞を解消し、練馬方面へのアクセスを容易にするための都市計画道路 2 路線（新小金井街道、新東京所沢線）の早期整備、小金井街道と新小金井街道を結ぶ東 3・4・13 号線と東 3・4・23 号線の整備による清瀬駅南口の活性化、秋津駅南口周辺の都市計画道路の整備、集中豪雨時の水害を未然に防ぎ快適な生活環境を確保するための雨水管の整備等を進めていきます。

さらに、市内の公共施設の多くは、築後 30 年を経過していることから、安全な利用と災害時の緊急避難場所として確保する上でも改修の必要性が生じてきています。そのため、公共施設の改修（耐震化）計画を策定し、計画的に再整備を図ります。

【関連する施策】

施策 07　生涯学習の推進
施策 22　快適で安全な道路環境の整備と促進
施策 23　活気あふれる駅周辺の整備と促進
施策 24　公共施設の再整備
施策 25　公共下水道の充実
施策 34　公園の整備

３　施策の体系

『人間性』を尊重し人をはぐくむまち

将来を担う人を育てるまち

施策０１子育て環境の充実
└基本事業
①子育て支援サービスの総合的な展開
②多様な家庭環境に対応した子育て支援サービスの充実
③児童館機能の充実
④乳幼児期における教育・保育ネットワークの構築

施策０２学校教育の充実
└基本事業
①確かな学力・豊かな人間性を身につける教育の推進
②信頼される学校づくりの推進
③健康教育・食育等の推進
④学校施設・設備、教育環境の充実

施策０３青少年の健全育成
└基本事業
①基本的な生活習慣の確立
②体験活動の推進
③地域における健全育成
④子どもの居場所づくり
⑤家庭・学校・地域の連携

だれもが能力を発揮できるまち

施策０４人権尊重の推進
└基本事業
①誰もが尊重される社会の実現
②平和思想の啓発・普及

施策０５男女平等参画社会の確立
└基本事業
①あらゆる場における男女平等参画の視点に立った意識改革の推進
②一人ひとりの性が尊重される社会の形成
③女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取り組みの推進
④男女の働く権利の保障と労働の場における男女平等の推進
⑤あらゆる分野への男女平等参画の推進

施策０６ボランティア・ＮＰＯ活動の支援
└基本事業
①ボランティア活動の支援
②ＮＰＯ活動の推進

生きがいがもてるまち

施策０７生涯学習の推進
└基本事業
①学習活動の充実と交流支援
②図書館サービスの充実
③社会資源の活用

施策０８スポーツ・レクリエーション活動の促進
└基本事業
①スポーツ・レクリエーションの場の整備・拡充
②指導者の育成
③スポーツ・レクリエーション活動促進体制の整備

施策０９文化活動の推進と文化財の保護・活用
└基本事業
①芸術文化活動の充実・支援
②郷土芸能の継承・歴史民俗資料の収集・保存
③文化財資料のデータベース化と活用

安全で 安心な潤いのあるまち

安全に暮らせるまち

施策１０ 市民と一体となった防災・消防体制の整備と充実

└基本事業

①防災危機管理体制の確立
②防災都市づくりの推進
③消防力等の強化
④被災者対策の充実

施策１１ 交通安全対策の充実

└基本事業

①交通安全意識の普及、啓発及び教育
②安全な交通環境の整備

施策１２ 地域生活の安全確保

└基本事業

①防犯意識の高揚
②防犯体制の充実

施策１３ 消費者の保護と安全な消費生活の確保

└基本事業

①情報提供と意識の啓発
②消費者被害の防止・救済
③自主活動支援

健康で明るく暮らせるまち

施策１４ いきいきと生活できる環境の整備

└基本事業

①健康づくりの総合的・計画的な推進
②健康づくりの体制の整備

施策１５ 安心できる保健・医療体制の整備

└基本事業

①保健サービス施設等の整備・充実
②成人保健対策の充実
③母子保健・子育て環境づくりの推進
④心の健康づくり対策の充実
⑤地域医療体制の整備
⑥感染症及び健康危機管理対策の充実

福祉が充実したまち

施策１６ 地域福祉の充実

└基本事業

①地域福祉の推進
②相談支援体制の充実
③後見支援体制の充実と福祉サービスの向上
④ＮＰＯ等福祉団体、関係機関との連携・協働の推進
⑤社会参加の促進

施策１７ 障害者の自立生活支援

└基本事業

①相談体制の充実
②障害者福祉サービスの整備・充実
③地域生活支援事業の推進

施策１８ 高齢者が安心して暮らせる地域社会の構築

└基本事業

①相談ネットワーク体制の確立
②高齢者の社会参加活動の推進
③介護保険制度の円滑な運営
④高齢者保健福祉施設の整備・充実

施策１９ 生活困窮者の自立生活支援

└基本事業

①生活相談体制の充実
②生活援護の充実

施策２０ 安心して生活できる社会保険制度の充実

└基本事業

①国民年金制度の普及
②国民健康保険事業の安定的運営
③長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の充実

活気あふれる交流の広がるまち

利便性を高める都市基盤づくり

施策２１利便性の高い都市交通体系の確立
└基本事業
①コミュニティバスの運行
②路線バス網の充実
③都市高速鉄道 12 号線の延伸要請

施策２２快適で安全な道路環境の整備と促進
└基本事業
①都市計画道路の整備促進
②都道の早期整備促進
③市道の整備
④橋梁の整備
⑤水と緑の散歩道等の整備
⑥自転車利用促進のための環境整備
⑦道路環境の改善
⑧踏切の改善

施策２３活気あふれる駅周辺の整備と促進
└基本事業
①清瀬駅周辺整備
②秋津駅周辺整備

施策２４公共施設の再整備
└基本事業
①公共施設の改修（耐震化）

施策２５公共下水道の充実
└基本事業
①下水道施設の災害対策
②汚水事業の推進
③雨水事業の推進

豊かさをはぐくむ産業の育成

施策２６農あるまちづくり
└基本事業
①農ある風景の維持・保全
②効率的・安定的農業経営の確立
③農業の教育・福祉的機能の活用
④地産地消の推進
⑤農業者・商工業者・消費者の連携

施策２７商工業の振興
└基本事業
①経営基盤の確立
②集客力のある商店街づくり
③新しい産業育成
④中心市街地における分断の解消

人と人の交流が広がる平和なまちづくり

施策２８地域コミュニティの再生と発展
└基本事業
①コミュニティ組織の育成・参加促進
②コミュニティ活動への支援
③コミュニティ活動の場の確保
④コミュニティ組織のネットワーク化

施策２９人の輪を広げる国際社会への対応
└基本事業
①外国語による情報サービスの提供
②国際交流団体等と連携した地域交流事業の促進

豊かな自然環境と住環境が調和するまち

豊かな自然を大切にするまち

施策３０自然環境の保全
└基本事業
①自然環境の保全・育成
②自然環境教育の推進
③水辺環境の整備
④緑地の維持・管理

施策３１未来へのみどりのまちづくり
└基本事業
①ふれあい空間の緑化
②みどりの創出に向けた取り組みの推進

だれもが住みやすい快適なまち

施策３２自然と調和した住環境の整備
└基本事業
①都市景観の形成
②地区計画等の推進
③秩序ある良好な市街地形成
④福祉対応型住宅等の整備
⑤住宅改良支援制度の充実

施策３３公園の整備
└基本事業
①計画的な公園の整備
②公園管理の充実

環境にやさしい循環型のまち

施策３４ごみの減量化・資源化の推進
└基本事業
①廃棄物の発生抑制
②分別収集システムの促進と循環システムの構築
③環境美化の推進

施策３５生活環境の保全
└基本事業
①都市・生活型公害対策の実施
②環境に配慮した活動の促進

基本計画の実現に向けて

すべての施策を通して後期基本計画の着実な推進を図るための清瀬市の取り組み

市民協働によるまちづくりの推進

市民と行政の協働による地域づくり
①行政への市民参画機会の拡充
②市民活動団体との協働
③市民活動の啓発・支援

情報の共有化
①情報公開制度の活用
②広報活動の充実
③広聴機能の拡充

健全財政の確立と効率的な行政運営

健全財政の確立
①事務事業の見直し
②情報化の推進による事務事業の効率化
③歳入の確保

行政運営の効率化
①機能的な執行体制の整備
②総合的な行政運営の推進
③職員の育成強化

広域行政の展開
①広域行政圏の推進
②複数市町村による総合的施策の展開